

こんなトラブルの 相談に乗ります

相談料は無料です（秘密は守られます）

架空請求

はがきやメールで身に覚えのない請求が！

定期購入

1回だけのつもりで注文した商品が毎月届く

通信販売

インターネットで注文した商品が届かない

送り付け商法

注文した覚えのない商品が届いた

当選商法

応募もしていないのに当選したというメールが…

リフォーム商法・寄付金詐欺

自然災害に便乗した悪質商法

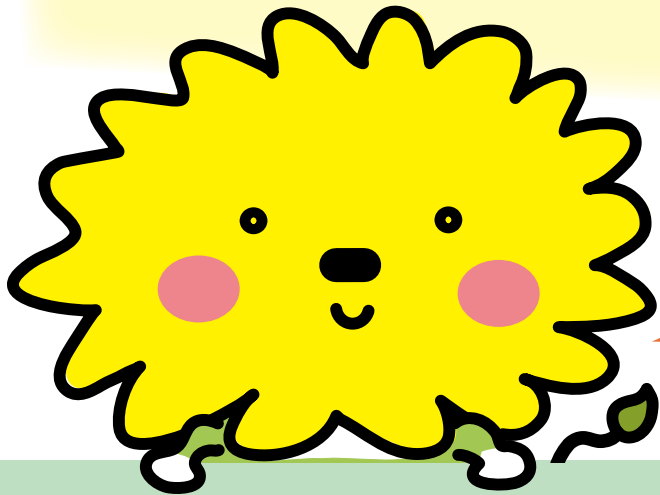
電話勧誘

電話勧誘で必要ない商品を注文してしまった

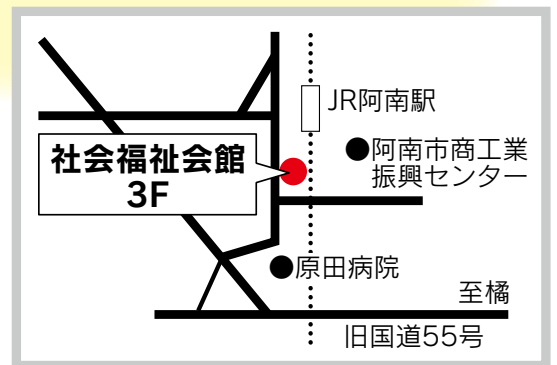
異物混入

購入した食品に異物が混入していた

日常に起こる消費者と事業者とのトラブルについて相談できます。
専門知識を持った消費生活相談員が、具体的な解決策などについて助
言します。ケースによっては交渉の手伝いをすることもあります。



ご相談は
電話または来所で！



困ったな! おかしいな? と思ったらすぐ相談を!
阿南市消費生活センター

TEL 24-3251

相談時間: 月～金曜日 9:30～16:30
休館日: 土・日・祝日・年末年始

阿南市富岡町今福寺40番地17 (JR阿南駅前・社会福祉会館 3F)

消費者ホットライン(全国統一番号) 188

出前講座の開催、
DVDの貸出を実施

消費生活センターでは、消費生活に関する疑問や事例などについて、最新情報
を交えて、わかりやすくお話をさせていただきます。また、DVDの貸出を無料
で行っております。ご希望の団体等は消費生活センターへお申し込みください。

相談情報は、個人を特定できる情報を除いてデータ化され、統計処理を行ったうえで消費者への注意喚起や法改正の基礎資料に使われるなど、消費者被害の未然防止・拡大防止に大きな役割を果たしています。

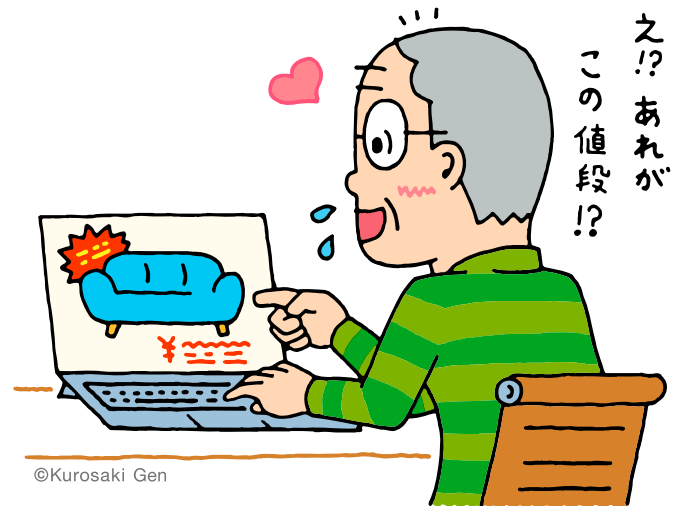
有名企業の公式サイトだと思ったら 模倣サイトだった

事例 1

有名家具店の公式サイトだと思い、ソファが約2万円と安くなっていたので購入した。受注メールが届かないので、改めてサイトを確認したところ、URLが公式サイトと違っており、偽サイトだと気付いた。(70歳代 男性)

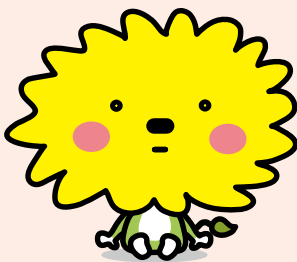
事例 2

有名家電メーカーの公式サイトだと思い、格安で販売されていた掃除機を注文した。受注メールは届いたが、なかなか商品が届かず不審に思っていたところ、偽ブランドのマフラーが送られてきた。家電メーカーに確認し、偽サイトを利用したことが分かった。(60歳代 女性)



ひとこと助言

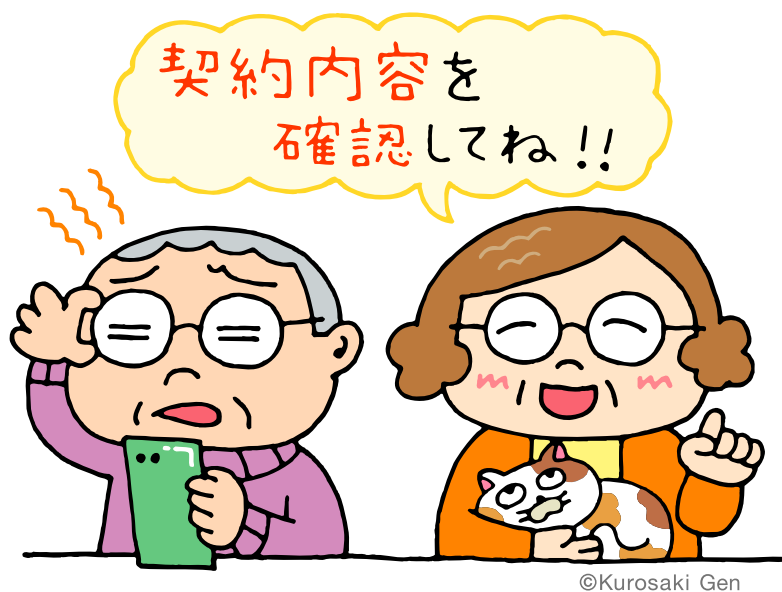
気を付けよう



阿南市イメージアップキャラクター
「あななん」

- 有名企業等の公式サイトによく似た模倣サイトで商品を購入し、代金を支払ってしまったという相談が寄せられています。
- 模倣サイトでは、日本語などが明らかにおかしいものもありますが、最近では見分けがつかないほどよく似ているものもあります。販売価格が大幅に値引きされている場合などは、模倣サイトの可能性が高く、注意が必要です。
- 模倣サイトでクレジットカード決済をしたことに気付いたときは、すぐにクレジットカード会社に連絡をしましょう。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。海外事業者とのトラブルについては、国民生活センター越境消費者センター (<https://www.ccj.kokusen.go.jp/>) で、ウェブフォームにて相談を受け付けています。

販売サイトで 契約内容をよく確認！ 定期購入トラブル



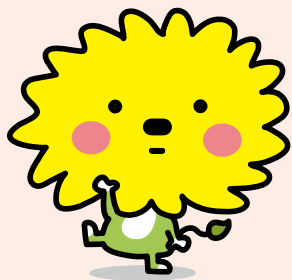
©Kurosaki Gen

ネットの広告を見て、**特別価格**約3千円的美容液を購入した。肌に合わず使用をやめていたが、商品が**再び届き**、定期購入だと初めて気付いた。すぐに事業者に**解約と返品**を申し出たが、「**発送日の10日前までに申し出ないと対応できない**」と言われた。2回目の商品は1万円以上でとても高い。申し込み時には、定期購入だと分からなかった。どうにかならないか。

(60歳代 女性)

ひとこと助言

隅々まで確認



阿南市イメージアップキャラクター
「あななん」

- 1回だけのつもりで申し込んだが、定期購入になっていたという相談が多数寄せられています。
- 詳細な契約内容は、「0%オフ」などの目立つ表示と離れた場所に表示されていたり、小さい字で書かれていたりすることがあるため、画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
- 解約の申し出は次回発送日の〇日前まで」などと解約条件が定められている場合も多くあります。注文する際には、解約条件などの契約内容をしっかりと確認しましょう。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

スマートフォン買ったものの 使いこなせない…

事例



友達がスマートフォンを使っているので便利そうだと思い、携帯電話会社の店舗に行った。使い方何もかも分からないことを告げると、**使い方を教えてくれる**というので**契約**することにした。すると、スマートフォンの他に「画面が大きく便利だ」とタブレットを、「まとめると安くなる」と光回線や電気の契約を勧められ、よく分からないまま契約してしまった。しかし、**スマートフォンもタブレットも使いこなせない**。(70歳代 男性)

ひとこと助言

よく確認しよう



阿南市イメージアップキャラクター
「あななん」

- 初めてスマートフォンを購入する際は、事前に、契約していない人でも参加出来るスマートフォン教室等を利用したり、周りの人に操作方法を聞いたりして、自分に合っているかを確認してからにしましょう。
- 契約の際に、光回線やタブレットなど目的以外の商品やサービスを勧められても、内容がよく分からないときは断りましょう。
- 一定の条件が認められた場合、契約を解除出来るケースもあります。契約を解除したいと思ったときは、すぐに携帯電話会社に申し出ましょう。
- 困ったときは、お早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。